

大和市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次のとおり地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があった。

平成29年7月12日

大和市長 大木 哲

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	廃止年月日
	事業者の所在地	事業所の所在地		
1493000184	株式会社ゆうあい	季の家高座渋谷	小規模多機能型居 宅介護及び介護予 防小規模多機能型 居宅介護	平成29年 7月31日
	横浜市西区北幸二丁目 8番4号	大和市福田1966 番地3		
1493000192	株式会社ゆうあい	グループホームはな ことば高座渋谷	認知症対応型共同 生活介護及び介護 予防認知症対応型 共同生活介護	平成29年 7月31日
	横浜市西区北幸二丁目 8番4号	大和市福田1966 番地3		